

災害への備え



事前の備え

大切な家族とわが家を守るために

住宅の耐震診断・耐震改修を行い、家の耐震化を確保しましょう。

地震で揺れてもけがをしないよう、家具等の固定やガラスの飛散防止フィルムの貼り付け等を行いましょう。

電気火災を防止するため、感震ブレーカーを設置しましょう。

地震や津波で家に損害を受けた場合の補償制度である地震保険に加入しましょう。

避難場所、避難経路等の確認

ハザードマップ等で近くの避難所や避難場所・地域の危険箇所を確認しましょう。

さらに、勤務先近くの避難場所なども調べておくとよいでしょう。

また、倒れてきそうなブロック塀のある場所や早い段階から浸水しそうな低い土地など、避難所や避難場所までの間に危険な場所がないか調べ、地震が発生したときをイメージして、安全にたどり着ける経路を考えておくことも必要です。

定期的に家族で防災会議を開き、これらの内容を確認しましょう。

食料・飲料水などの備蓄

可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ等を備蓄しておく。ラジオ、懐中電灯、衣類等を準備する。また、感染症対策として、体温計、マスク、消毒液等も準備する。

**備蓄の目安(最低でも)
1人1日3ℓ3日分必要**

防災訓練への参加

地域等で行われる防災訓練に、積極的に参加する。



町内会行事への参加
地域の人々と交流を深める。

家族で防災会議

定期的に家族で防災会議を開き、お互いの連絡方法、避難場所の確認をする。



ご存知ですか？ 県市町村ではこんな補助をしています！

木造住宅の無料耐震診断



昭和56(1981)年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断を実施しています。

木造住宅耐震改修助成



市町村の無料耐震診断等を受け、「倒壊の可能性がある」または「倒壊の可能性が高い」と診断された木造住宅を対象に耐震改修費の一部を補助します。補助金額や補助率は市町村により異なります。

感震ブレーカーの設置助成

電気火災対策として、感震ブレーカーの設置費用に対する助成を行う市町村があります。対象地域・製品・助成率等は市町村により異なります。

※市町村によっては、非木造住宅についても、耐震診断や耐震改修の補助を行っています。
詳しくは市町村耐震担当窓口にお尋ね下さい。

段階的耐震改修・木造住宅耐震シェルター整備費補助

減災化の促進対策として、通常の耐震改修工事を二段階に分けて行う段階的耐震改修工事や、安心な空間を確保できる耐震シェルターの整備費用に対する補助を行う市町村があります。

※ 昭和56(1981)年6月1日の建築基準法改正により、耐震設計基準が見直され、これ以降の耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害は少なかったとされています。

阪神・淡路大震災における死因

焼死体(火傷死体)及び
その疑いのあるもの

死亡者
5,502人

4,831人

その他(病死、事故死など)

家屋、家具類等の倒壊によると思われるもの

平成7(1995)年4月24日警察庁調べ